就労系の障害福祉サービスを利用するために

就労移行支援事業、就労継続支援A・B型事業、自立訓練事業の利用にあたっては、利用前に障害福祉サービスの支給決定が必要となります。障害福祉サービスの申請からサービスの利用までは、概ね次のような流れです。

相　談	お住まいの地域の特定相談支援事業所(関係機関一覧を参照)にご相談ください(住居や生活なども含めた総合的な相談も受け付けています)。
利　用　申　請	事業所見学・体験を通じて具体的な利用予定事業所が決まったら、お住まいの地域の区役所福祉課にご連絡ください。その後、各区役所福祉課で障害福祉サービスの支給申請を行います。
認　定　調　査	利用者の心身の状況等を把握するための調査を各区役所福祉課で行います。
サービス利用計画案作成・提出	相談支援事業所が作成した計画案を各区役所福祉課に提出します。
暫　定　支　給	サービスが利用者にとって適切かどうかを判断するため、暫定支給決定を行います。一定期間サービスを利用し、サービスの利用意思やサービスが適当かどうかを確認します。支給が決定した方には「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
契　約	サービスを利用する事業所に「障害福祉サービス受給者証」を提示して利用を申し込み、利用に関する契約を結びます。事業所に「利用料(利用者負担額)」を支払います。
本　支　給　決　定	暫定支給決定期間終了後、区役所福祉課はサービスを引き続き利用することとなった場合、サービスの利用について改めて支給決定します。